

特定非営利活動促進法施行条例の一部改正 及び  
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営  
利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

## 1 趣旨

特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、手続の見直しによる法人の負担軽減や情報公開の一層の推進を図る旨の、特定非営利活動促進法の改正が行われました。

これに伴い、「特定非営利活動促進法施行条例（以下「施行条例」という。）」及び「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（以下「基準条例」という。）」の関係規定を一部改正します。

## 2 条例の改正概要

### (1) 施行条例の改正概要

ア 「**仮認定**特定非営利活動法人」を「**特例認定**特定非営利活動法人」に改めます。

イ 認定特定非営利活動法人等が、海外への送金又は金銭の持出しを行うときに、事前に関係書類の提出が義務づけられていましたが、この規定が削除され、条文に項ずれが生じたことから、引用している関係条文を改正します。

※ 改正の具体的な内容は、**別紙1**施行条例の新旧対照表のとおりです。

### (2) 基準条例の改正概要

ア 「**仮認定**特定非営利活動法人」を「**特例認定**特定非営利活動法人」に改めます。

イ 指定申出があった旨を公にする方法として、従来の公告に加え、インターネットによる公表を追加します。

ウ 役員報酬規程等及び助成金支給に関する書類の備置期間及び公開期間を3年間から5年間に延長します。

エ 本市指定特定非営利活動法人のうち認定も受けている法人が、認定と指定それぞれについて提出等が必要であった役員報酬規程等について、内容が重複する書類については、指定分の提出等を不要とします。

※ 改正の具体的な内容は、**別紙2**基準条例の新旧対照表のとおりです。

## 3 施行期日

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が施行される平成29年4月1日から施行します。

【参考】

○特定非営利活動促進法の改正内容 平成28年6月7日公布

手続の見直しに係るもの
① 認証申請添付書類の縦覧期間の短縮等 ・ 所轄庁が行う認証申請の添付書類の縦覧期間を1か月間に短縮する。(現行2か月間) ・ 認証申請があった旨を所轄庁が公にする方法として、従来の公告に加え、インターネットによる公表を可能とする。 ② 貸借対照表の公告及びその方法 ・ NPO法人は、貸借対照表を公告しなければならないものとする。(併せて、NPO法人の登記事項から「資産の総額」を削るため、組合等登記令を改正する。) ③ 【認定NPO法人等】 海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出義務に係る規定の見直し ・ 海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の所轄庁への事前提出は、不要とする。
情報公開の一層の推進に係るもの
④ 事業報告書等の備置期間の延長、公開期間を5年間に延長(現行3年間) ⑤ 【認定NPO法人等】 役員報酬規程等の備置期間の延長、公開期間を5年間に延長(現行3年間) ⑥ 内閣府のNPO法人ポータルサイトにおける情報の提供の拡大 ・ 所轄庁及びNPO法人に対し、内閣府のNPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表についての努力義務を規定。
その他
⑦ 【認定NPO法人等】 仮認定NPO法人の名称を特例認定NPO法人に変更
施行期日
平成29年4月1日施行 ただし、②は、公布日(平成28年6月7日)から2年6か月以内に施行 ⑥は、公布日から施行

## 特定非営利活動促進法施行条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 認定特定非営利活動法人及び<u>特例認定特定非営利活動法人</u> (第21条—第31条)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>第3章 認定特定非営利活動法人及び<u>特例認定特定非営利活動法人</u></p> <p>(略)</p> <p>(認定の申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)</p> <p>第25条 法第54条第1項の規定による書類の備置きは、<u>同条第4項</u>の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項(第1号に係る部分を除く。)<u>及び第3項</u>の規定による書類の備置きについても、同様とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(助成金支給書類の提出)</u></p> <p>第27条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(<u>特例認定</u>の申請等)</p> <p>第29条 第21条の規定は、法第58条第1項の規定による<u>特例認定</u>を受けようとする場合について準用する。この場合において、第21条中「同条第2項各号(同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第2号及び第3号)」とあるのは、「同条第2項第2号及び第3号」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第22条の規定は法第62条において準用する法第49条第2項の規定による公示について、第24条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について、第25条の規定は法第62条において準用する法第54条第1項から<u>第3項</u>までの規定による備置きに</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 認定特定非営利活動法人及び<u>仮認定特定非営利活動法人</u> (第21条—第31条)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p>第3章 認定特定非営利活動法人及び<u>仮認定特定非営利活動法人</u></p> <p>(略)</p> <p>(認定の申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き)</p> <p>第25条 法第54条第1項の規定による書類の備置きは、<u>同条第5項</u>の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させることができる状態で行わなければならない。同条第2項(第1号に係る部分を除く。)<u>、第3項及び第4項</u>の規定による書類の備置きについても、同様とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(助成金支給書類等の提出)</u></p> <p>第27条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(<u>仮認定</u>の申請等)</p> <p>第29条 第21条の規定は、法第58条第1項の規定による<u>仮認定</u>を受けようとする場合について準用する。この場合において、第21条中「同条第2項各号(同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第2号及び第3号)」とあるのは、「同条第2項第2号及び第3号」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第22条の規定は法第62条において準用する法第49条第2項の規定による公示について、第24条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について、第25条の規定は法第62条において準用する法第54条第1項から<u>第4項</u>までの規定による備置きに</p>

ついて、第26条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定による書類の提出について、第27条の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定による書類の提出について、前条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請等)

第30条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第1項の認定にあつては同条第5項において準用する法第44条第2項各号に掲げる書類、法第63条第2項の認定にあつては同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、第19条第1項の申請書の提出に併せて市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第44条第1項の認定又は法第58条第1項の特例認定の年月日及び有効期間

(4) (略)

2 (略)

(認定又は特例認定の取消しの公示)

第31条 (略)

(電磁的記録による保存)

第32条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の備置きとする。

2 (略)

ついて、第26条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定による書類の提出について、第27条の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定による書類の提出について、前条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請等)

第30条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第1項の認定にあつては同条第5項において準用する法第44条第2項各号に掲げる書類、法第63条第2項の認定にあつては同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、第19条第1項の申請書の提出に併せて市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第44条第1項の認定又は法第58条第1項の仮認定の年月日及び有効期間

(4) (略)

2 (略)

(認定又は仮認定の取消しの公示)

第31条 (略)

(電磁的記録による保存)

第32条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。)第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の備置きとする。

2 (略)

(電磁的記録による作成)

第33条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の作成とする。

2 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第34条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の閲覧とする。

2 (略)

(略)

#### 附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施行の日から施行する。

(電磁的記録による作成)

第33条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。)、法第28条第1項、法第35条第1項及び法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の作成とする。

2 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第34条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第5項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の閲覧とする。

2 (略)

(略)

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>(指定の申出等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を横浜市報に<u>公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、前項第1号及び第2号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定めるところにより、公衆の縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の<u>特例認定</u>を受けた特定非営利活動法人（以下「<u>特例認定特定非営利活動法人</u>」という。）が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の<u>特例認定</u>を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は<u>当該特例認定特定非営利活動法人</u>のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 法第67条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の<u>特例認定</u>を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(指定の申出等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を横浜市報に<u>公告する</u>とともに、前項第1号及び第2号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定めるところにより、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の<u>仮認定</u>を受けた特定非営利活動法人（以下「<u>仮認定特定非営利活動法人</u>」という。）が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の<u>仮認定</u>を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は<u>当該仮認定特定非営利活動法人</u>のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 法第67条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の<u>仮認定</u>を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

(略)

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が横浜市認証法人である場合において、当該届出が、役員名簿の変更によるものであるときは法第23条第1項の規定による届出をもって、定款の変更によるものであるときは法第25条第3項の認証の申請（市長の認証を受けている場合に限る。）又は同条第6項の規定による届出をもって、第7条第2項第2号に掲げる事項の変更によるものであるときは法第53条第1項の規定による届出をもって、前項の規定による届出に代えることができる。

3 (略)

(略)

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第12条 (略)

2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これらを主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が法第44条第1項の認定を受けた横浜市認証法人（以下「横浜市認定法人」という。）である場合において、当該書類の作成及び備置きが、第2項第1号に掲げる書類に係るものであるときは法第54条第2項第2号に掲げる書類の作成及び備置きをもって、第2項第

(略)

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が横浜市認証法人である場合において、当該届出が、役員名簿の変更によるものであるときは法第23条第1項の規定による届出をもって、定款の変更によるものであるときは法第25条第3項の認証の申請（市長の認証を受けている場合に限る。）又は同条第6項の規定による届出をもって、前項の規定による届出に代えることができる。

3 (略)

(略)

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第12条 (略)

2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、翌々事業年度の末日までの間、これらを主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及び市内の事務所に備え置かなければならない。

[新設]

2号に掲げる書類に係るものであるときは法第54条第2項3号に掲げる書類の作成及び備置きをもって、第2項第3号に掲げる書類（規則で定める書類を除く。）に係るものであるときは法第54条第2項第4号に掲げる書類の作成及び備置きをもって、第2項の規定による書類の作成及び備置きに代えることができる。

6 第4項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が横浜市認定法人である場合には、法第54条第3項の規定による書類の作成及び備置きをもって、第4項の規定による書類の作成及び備置きに代えることができる。

7 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は第2項各号に掲げる書類若しくは第3項若しくは第4項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第13条（略）

2（略）

3 第1項本文の規定にかかわらず、同項本文による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が横浜市認定法人である場合において、当該書類の提出が、前条第2項第1号に掲げる書類に係るものであるときは法第55条第1項の規定による法第54条第2項第2号に掲げる書類の提出をもって、前条第2項第2号に掲げる書類に係るものであるときは法第55条第1項の規定による法第54条第2項第3号に掲げる書類の提出をもって、前条第2項第3号に掲げる書類（規則で定める書類を除く。）に係るものであるときは法第55条第1項の規定による法第54条第2項第4号に掲げる書類の提出をもって、第1項本文の規定による書類の提出に代えることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が横浜市認定法人である場合においては、法第55条第2項の規定による書類の提出をもって、第2項の規定による書類の提出に代えることができる。

〔新設〕

5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は第2項各号に掲げる書類若しくは前2項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第13条（略）

2（略）

〔新設〕

〔新設〕



(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、第12条第2項各号に掲げる書類若しくは同条第3項若しくは第4項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)又は役員名簿若しくは定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(略)

(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第19条 (略)

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

(1) 法第29条又は第13条第1項若しくは第2項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

(2)・(3) (略)

(4) 正当な理由がないのに、第10条第3項又は第12条第7項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

(5)～(7) (略)

3～5 (略)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施行の日から施行する。

(指定の申出に関する経過措置)

2 この条例による改正後の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(以下「条例」という。)第3条第1項の申出書の提出があった場

(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、第12条第2項各号に掲げる書類若しくは同条第3項若しくは第4項の書類(過去3年間に提出を受けたものに限る。)又は役員名簿若しくは定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(略)

(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第19条 (略)

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

(1) 法第29条又は第13条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

(2)・(3) (略)

(4) 正当な理由がないのに、第10条第3項又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

(5)～(7) (略)

3～5 (略)

(略)

合について適用し、施行日前に同項の申出書の提出があった場合については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

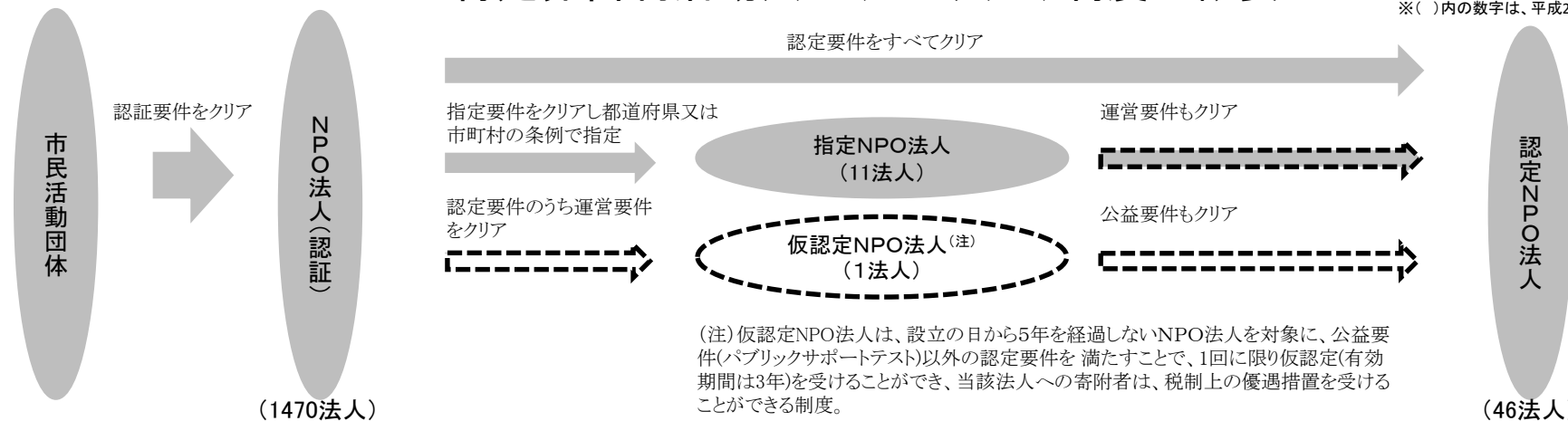
- 3 新条例第12条第2項及び第14条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る条例第12条第2項各号に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る同項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

- 4 新条例第12条第4項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係るこの条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第12条第4項の書類については、なお従前の例による。

# 特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※( )内の数字は、平成28年10月31日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人(仮認定NPO法人)
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市所管NPO法人(仮認定は設立後5年以内)
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件(下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (7) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (4) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件(下記のいずれかを満たすこと) ア 【相対値基準】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【絶対値基準】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ 指定NPO法人であること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等(仮認定: 運営要件のみ)
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市の議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置(個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の6%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の4%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと	税制上の優遇措置(仮認定: (1)(2)のみ) (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、6%分が市民税から、4%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間(仮認定: 3年間)